

採算性に基づく森林区分・再編

(1) 基本的考え方

公社の事業地は僻地など条件の不利な地域に立地するものが多く、採算が見込めない事業地を分収造林契約に基づき保育管理していくことは経営を圧迫するものであることから、各事業地のそれぞれの採算性を見極め、これをもとに事業地を区分し、再編を行う。

(2) 方向性

各事業地ごとに、伐採収益の有無等を基準として採算性の評価を行う。

採算性評価に基づき、採算性が見込めない事業地の森林については、分収造林契約を解除するものとし、契約解除する森林は、現状のまま土地所有者に返還する。

契約解除にあたっては、返還する森林について、土地所有者の意向を踏まえ、造林事業の実施、環境林事業による強度間伐の実施、保安林の指定等、その公益的機能の持続的発揮に向けた措置が講じられるよう滋賀県等関係機関と協議・調整を行う。

(3) 採算性の判定と契約の解除

採算性の判定にあたっては、森林資源量等の調査結果に基づくほか、路網の現況および整備計画を踏まえて判定を行う。

今後の森林の状況、路網の整備状況の変化に対応するため、採算性の判定に基づく契約解除は、明らかに採算性が見込まれない森林から行うこととし、今後、数年間隔で森林や路網の状況調査等を行い、採算性の判定を定期的実施していく。

1) 判定方法

収益を得ることが可能か(図-1)

- ・伐採して収益を得ることが可能か否かを市場価逆算法により(図-2)森林(枝班)毎に判定する。

	滋賀県造林公社	びわ湖造林公社	計
事業地数(箇所)	224	373	597
枝班数(箇所)	3,216	7,023	10,239

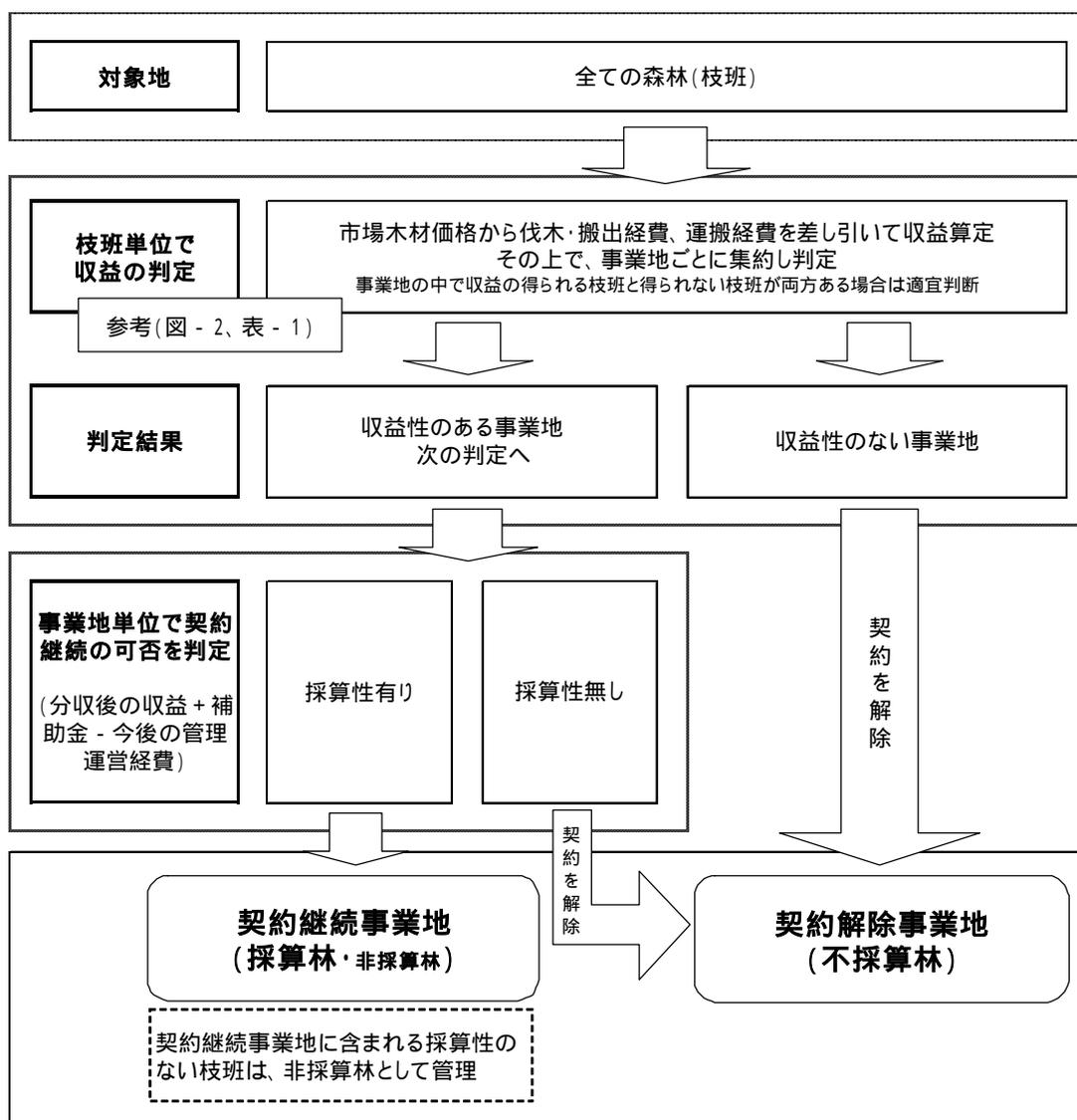
参考(図-1)

今後の投資経費を回収することが可能か

で判定した収益を得ることが可能な事業地について、事業地単位で今後の管理運営経費の回収が可能かを判定し、契約を解除するかを判定する。

2) 判定フロー

採算性の判定手順



(採算林・非採算林・不採算林の区分と取り扱い)

区分	定義	取り扱い
採算林	採算性のある枝班	契約を継続し、引き続き適正に森林管理を行う。
非採算林	採算性のない枝班だが、採算林とともに契約を継続するもの。	森林の持つ公益的機能発揮のための必要最小限の保育管理を実施する。
不採算林	採算性のない枝班	契約解除し、現状有姿のまま土地所有者に返還する。
被災林	植栽地が、自然的、地理的、地形的に厳しい条件におかれていたため、積雪や台風等の気象災害や獣害等により植栽木が枯損し広葉樹林化した森林など	不採算林と同様の取り扱いただし、契約を解除できない場合であっても保育管理は行わない。

参考(図-3)

3) 採算区分の試算

契約継続・解除別

単位：ha、%

区 分		滋賀県造林公社	びわ湖造林公社	合 計
契 約 継 続	採算林	2,503.24(35.9)	5,047.54(40.6)	7,550.78(38.9)
	非採算林	721.45(10.3)	1,204.25(9.7)	1,925.70(9.9)
	被災林	767.00(11.0)	175.01(1.4)	942.01(4.9)
	計	3,991.69(57.2)	6,426.80(51.7)	10,418.49(53.7)
契 約 解 除	不採算林	2,264.72(32.4)	5,134.54(41.4)	7,399.26(38.2)
	被災林	724.69(10.4)	854.74(6.9)	1,579.43(8.1)
	計	2,989.41(42.8)	5,989.28(48.3)	8,978.69(46.3)
合 計		6,981.10(100)	12,416.08(100)	19,397.18(100)

面積は平成19年度数値
括弧内数字は、全体に対する割合
分収育林事業地は含まない。

事業地別

公 社	採算性のある事業地		採算性のない事業地		計	
	事業地数	面積 (ha)	事業地数	面積 (ha)	事業地数	面積 (ha)
滋賀県造林公社	131	2,503.24	185	4,477.86	316	6,981.10
びわ湖造林公社	238	5,047.54	281	7,368.54	519	12,416.08
計	369	7,550.78	466	11,846.40	835	19,397.18

面積は平成19年度数値
事業地数について、一つの事業地で採算林と不採算林が混在する場合は、各々で計上
分収育林事業地は含まない。

地域別採算林

単位：ha、%

地域区分	滋賀県造林公社			びわ湖造林公社			2 公社		
	現有面積 (a)	採算林面積 (b)	(b) / (a)	現有面積 (a)	採算林面積 (b)	(b) / (a)	現有面積 (a)	採算林面積 (b)	(b) / (a)
湖北地域 (伊吹山系)	2,144.15	512.66	23.9%	3,615.72	1,027.34	28.4%	5,759.87	1,540.00	26.7%
湖西地域 (比良山系)	2,273.08	764.74	33.6%	5,146.34	1,859.35	36.1%	7,419.42	2,624.09	35.4%
湖東地域 (鈴鹿山系)	1,469.75	488.00	33.2%	2,241.23	1,054.81	47.1%	3,710.98	1,542.81	41.6%
湖南地域 (信楽高原・甲賀 丘陵)	1,088.79	737.84	67.8%	1,406.61	1,106.04	78.6%	2,495.40	1,843.88	73.9%
合計	6,975.77	2,503.24	35.9%	12,409.90	5,047.54	40.7%	19,385.67	7,550.78	39.0%

現有面積は、平成22年度末面積
採算林面積は、平成17年度末管理面積に基づき算出

4) 契約解除による収支改善見込額試算

(単位：百万円)

	契約解除しない場合		契約解除する場合		節減される 保育経費等 見込額 (a-b)
	管理面積 (ha)	保育経費等 見込額 a	管理面積 (ha)	保育経費等 見込額 b	
滋賀県造林公社	6,981.10	1,451	3,991.69	830	621
びわ湖造林公社	12,416.08	5,799	6,426.80	3,002	2,797
計	19,397.18	7,250	10,418.49	3,832	3,418

契約解除する場合の管理面積には、一筆であるため分割して契約解除しない不採算林と判定される枝班が含まれている。

保育経費等には、今後の造林地管理に必要な間伐などの造林事業費のほか、付帯事業費として歩道や作業道の開設・補修事業費および林道負担金などを計上している。

契約解除しない場合の保育経費等見込額は、契約解除する場合（本収支計画）の見込額から管理面積比に基づき算出している。

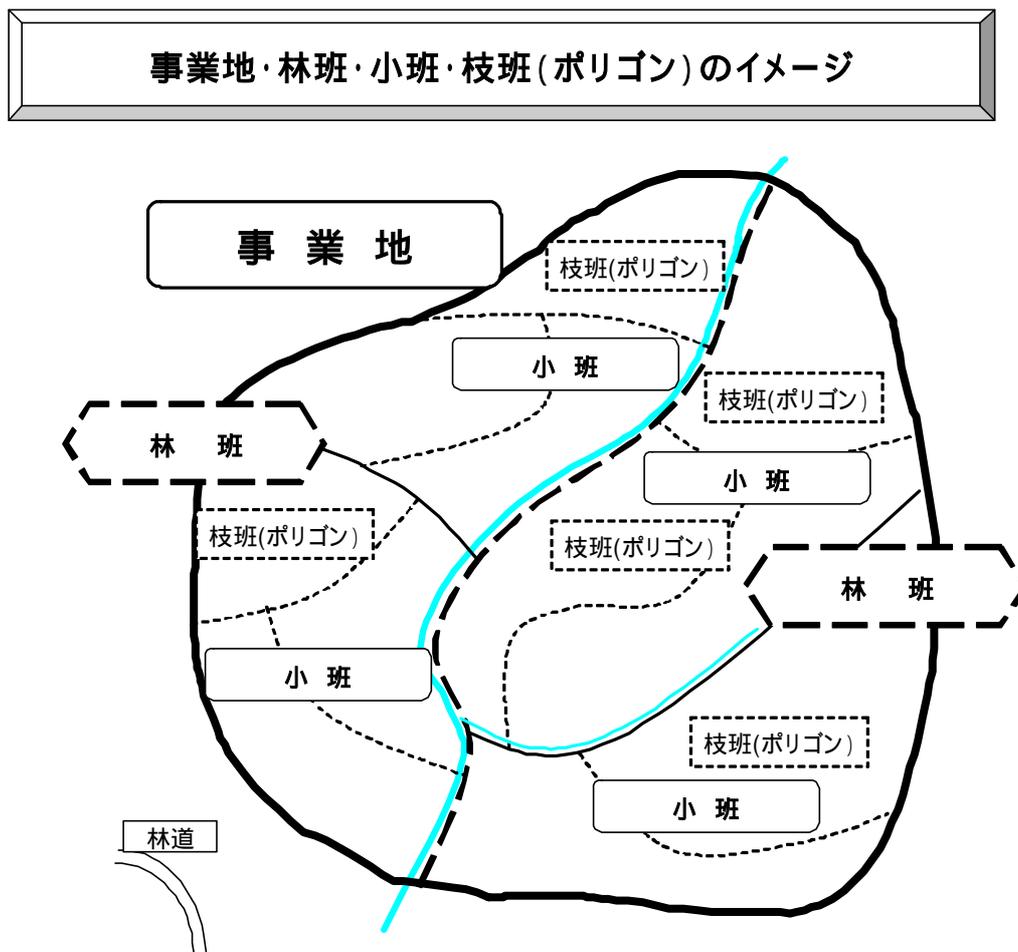
分収育林事業地は含まない。

(4) 契約解除する森林に対する対応

伐採収益が得られず、契約の目的を達することができないと認められることから分収造林契約書第25条第1項第4号により、契約解除する森林については、現状のまま土地所有者に返還する。

契約解除後の森林については、その公益的機能の持続的発揮のため、林地が保全され土地所有者の管理コストがかからないような森林（針広混交林など）となるよう、森林の状況や土地所有者の意向を踏まえ、地域における施業の集約化にも配慮しつつ、必要に応じて造林事業の実施、環境林事業による強度間伐の実施、保安林の指定等の対策が講じられるよう、滋賀県等関係機関と協議・調整を行う。また、企業の森やカーボン・オフセットクレジットなどの取組による支援を検討する。

(図 - 1)



事業地:	分収造林契約地を地域的にまとめたもので、全事業地は597ヶ所からなる。 1事業地平均管理面積: 約32ha
林班:	滋賀県が各市町(旧市町村)別に森林の位置を特定するために、分割した範囲を数値で表記しているもので、主に小流域で区分されたもの。公社もこの林班を適用している。
小班:	林班を細分化したもので、主に尾根、谷等の地形により区分したもの。
枝班(ポリゴン):	小班をさらに樹種、樹齢と林相(樹高、胸高直径、密度等)に基づいて細分した森林区画の最少単位 1枝班平均管理面積: 約2ha

事業地、林班、小班、枝班数および契約筆数

単位: 箇所、筆数

	滋賀県造林公社	びわ湖造林公社	合計
事業地	224	373	597
林班	331	636	967
小班	1,232	2,276	3,508
枝班	3,216	7,023	10,239
契約筆数	1,725	6,689	8,414

(表 - 1)

採算林判定例

事業地における枝班ごとの採算性の判定例

施業地 番号 (枝班)	市町名	事業地 番号	林 班	小 班	枝 班	植 栽 年 度	樹 種 名	林 齢	齢 級	生 育 度	潰地控除 後面積 (ha)	市場から の距離 (km)	車道 くくり 距離 (m)
								1	2	1:上 2:中 3:下	A	3	4
1	高島市	251	124	1	イ	45	スギ	41	9	2	7.59	62	100
3	高島市	251	124	2	イ	46	スギ	40	8	2	4.65	62	100
5	高島市	251	124	3	イ	46	スギ	40	8	3	2.74	62	200
7	高島市	251	124	4	イ	47	スギ	39	8	2	4.07	62	100
団地計											19.05		

施業地 番号 (枝班)	11令級(51~55年生)							
	立木価格 (円/m3)	搬出経費 (円/m3)	運搬経費 (円/m3)	差し引き (円/m3)	材積 (m3/ha)	収入 (千円) (25%分)	補助金 (千円)	11令級 小計 (千円)
				B = - -	C	A = (A×B×C) ×25%	イ	= ア+イ
1	14,500	8,094	4,867	1,539	176.4	515	7962	8,477
3	14,500	8,094	4,867	1,539	176.4	316	4878	5,194
5	8,073	13,315	4,867	(10,109)	86.4	-	-	-
7	14,500	8,094	4,867	1,539	176.4	276	4269	4,545
団地計						1,107	17,109	18,216

施業地 番号 (枝班)	13令級(61~65年生)							
	立木価格 (円/m3)	搬出経費 (円/m3)	運搬経費 (円/m3)	差し引き (円/m3)	材積 (m3/ha)	収入 (千円) (25%分)	補助金 (千円)	13令級 小計 (千円)
1	16,500	7,692	4,867	3,941	240.0	1,795	9377	11,172
3	16,500	7,692	4,867	3,941	240.0	1,100	5744	6,844
5	9,666	12,935	4,867	(8,136)	91.8	-	-	-
7	16,500	7,692	4,867	3,941	240.0	962	5028	5,990
団地計						3,857	20,149	24,006

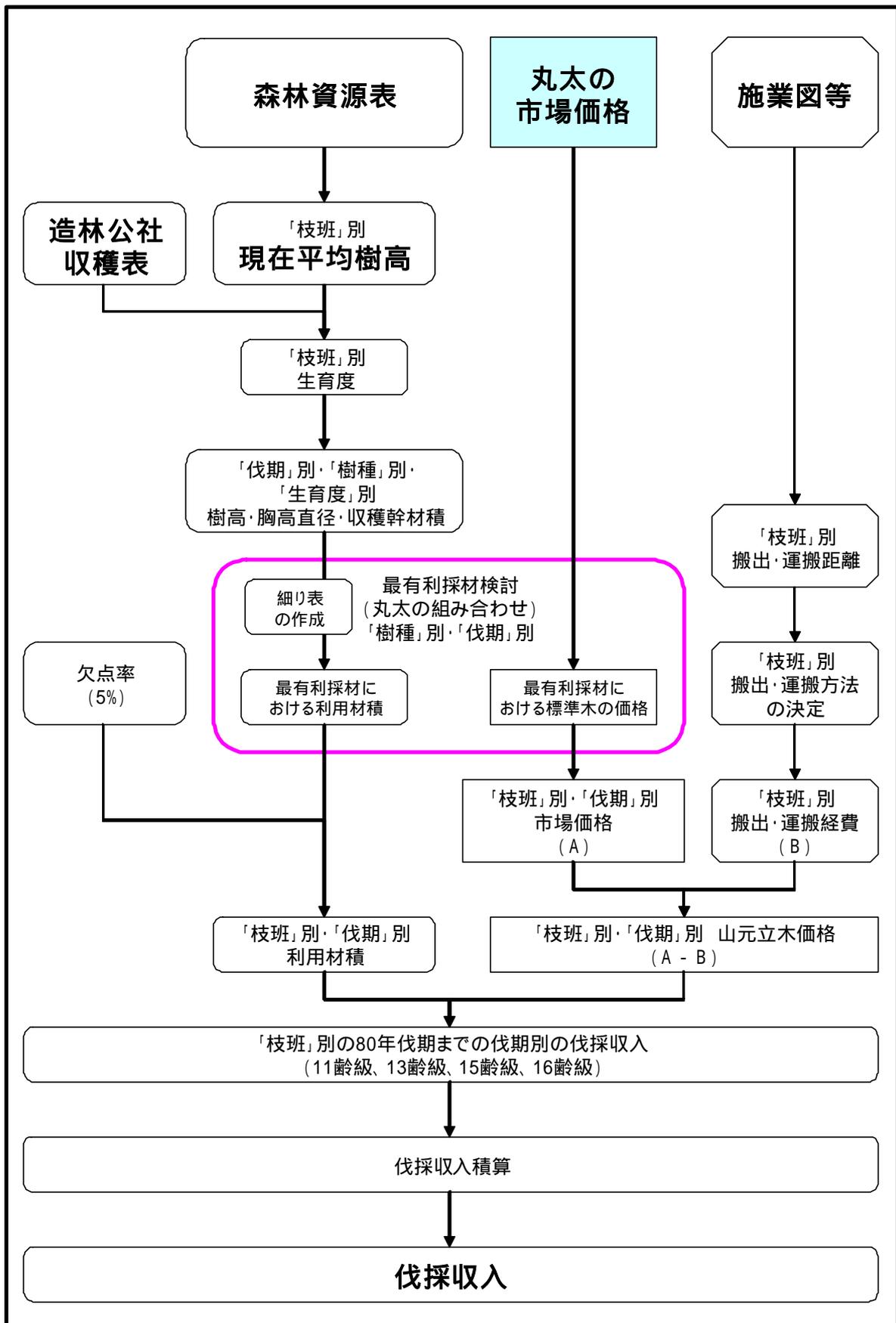
施業地 番号 (枝班)	15令級(71~75年生)						16令級(80年生)					
	立木価格 (円/m3)	搬出経費 (円/m3)	運搬経費 (円/m3)	差し引き (円/m3)	材積 (m3/ha)	15令級 収入小計 (千円) (25%分)	立木価格 (円/m3)	搬出経費 (円/m3)	運搬経費 (円/m3)	差し引き (円/m3)	材積 (m3/ha)	16令級 収入小計 (千円) (25%分)
1	15,275	7,380	4,867	3,028	344.6	1,980	15,275	7,405	4,867	3,003	340.3	1,939
3	15,275	7,380	4,867	3,028	344.6	1,213	15,275	7,405	4,867	3,003	340.3	1,188
5	9,666	12,863	4,867	(8,064)	92.4	-	9,666	11,368	4,867	(6,569)	117.4	-
7	15,275	7,380	4,867	3,028	344.6	1,062	15,275	7,405	4,867	3,003	340.3	1,040
団地計						4,255						4,167

施業地 番号 (枝班)	合計				
	面積 (再掲) (ha)	材積 (m3)	伐採 収入 (千円)	補助金 計 (千円)	総収入 (千円)
					+ + +
1	7.59	2,090	6,229	17,339	23,568
3	4.65	1,280	3,817	10,622	14,439
5	-	-	0	0	0
7	4.07	1,121	3,340	9,297	12,637
団地計					50,644

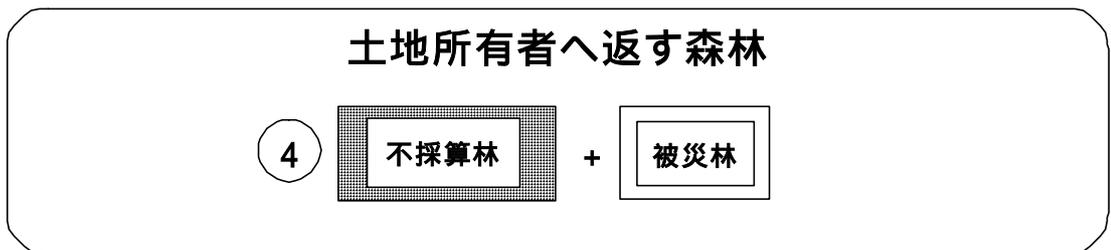
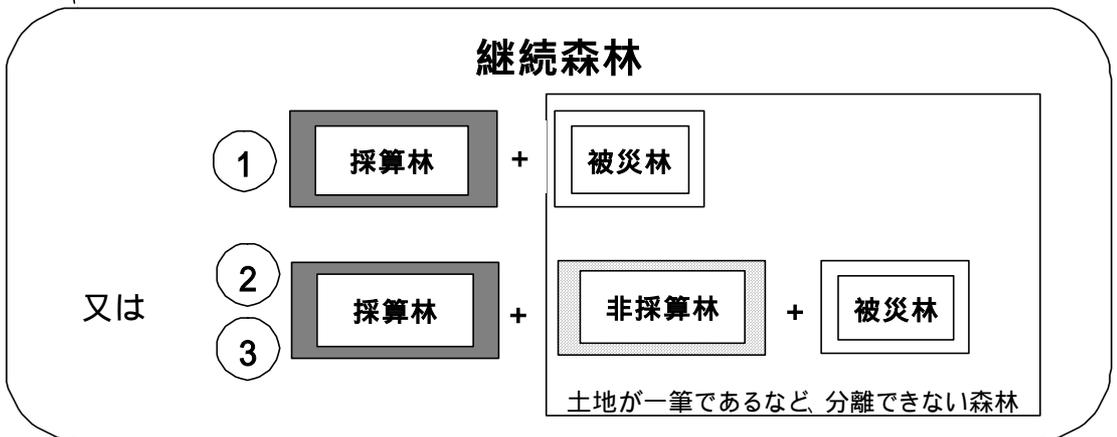
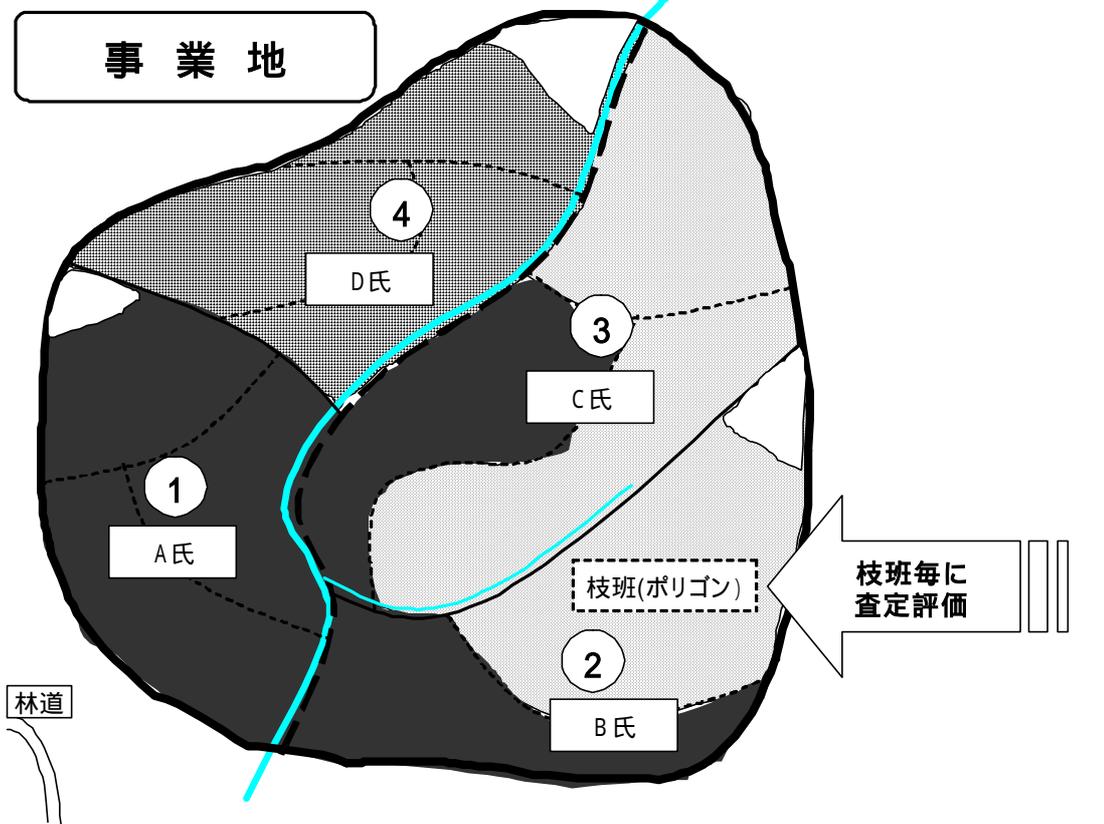
- 「林齢」は、林木の年齢。人工林では、一般に苗木を植栽した年度を1年生とし、以後2年生、3年生と数える。(H22.4.1現在)
- 「齢級」とは、5か年で林齢を括ったもの。1年生から5年生までを1齢級、6年生から10年生までを2齢級として表示する。
- 「市場からの距離」は、施業地直近の林道等車道から県内市場(甲賀市または長浜市所在)までの距離
- 「車道くくり距離」とは、施業地中心から林道等車道(施業地直近)までの距離

(図 - 2)

市場価逆算法



枝班(ポリゴン) 査定による分類のイメージ



保安林制度・環境林整備事業

1. 保安林制度

保安林制度とは、水を育んだり、土砂崩れなどの災害を防止したり、美しい景観や保健休養などの場を提供したりする重要な森林を「保安林」に指定し、こうした機能が失われないように、伐採や土地の形質の変更などを制限し、適切に手を加えることによって期待される森林の働きを維持しようとするもの。

(1) 保安林の指定と解除

指定

農林水産大臣または都道府県知事が公益的機能の発揮が特に必要な森林を指定

解除

保安林の指定の理由が消滅したとき

保安林の指定目的に優先する公益上の理由により必要が応じたとき

(2) 特例措置等と行為制限

特例措置等（規制内容に応じて優遇）

特例措置

・ 税制上の特例

固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は、非課税

相続税、贈与税は、伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の際に3～8割が控除。

・ 造林関係補助金等の助成上の優遇

通常より高率の造林補助金

・ (株)日本政策金融公庫の融資の特例

一定の条件を満たしている場合には、長期で低利の資金が(株)日本政策金融公庫から借入可能

損失補償

禁伐または択伐の伐採制限が課せられる保安林については、立木資産の凍結による損失についての補償

行為制限（森林の公益的機能の確保）

指定施業要件の遵守

・ 立木の伐採規制

保安林で立木を伐採する場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受ける必要（間伐および人工林の択伐については届出）。なお、この場合、指定施業要件として定められている制限の範囲内の伐採が必要。

・ 伐採跡地への植栽の義務

立木の伐採後、植栽しなければ元の森林状態に回復しない場合には、伐採跡地への植栽義務。

土地の形質変更等の規制

保安林内で家畜の放牧や土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを行う場合には、あらかじめ都道府県知事の許可必要。

- 処分・罰則
- 監督処分
 - ・中止命令、造林命令、復旧命令、植栽命令
- 罰則

- 平成22年度(社)全国林業改良普及協会編「保安林のしおり」より抜粋 -

2. 環境林整備事業

(1) 事業内容

市町と森林組合、森林所有者との協定(1)に基づき、40パーセント以上の「強度間伐」を実施することで林内に光を入れ、広葉樹等の生育を促し、20年程度をかけて針葉樹と広葉樹の入り混じった森林に誘導する。このために必要な事業(調査から事業実施および啓発標識の設置等)を滋賀県が支援する。(原則として保安林以外で実施)



面積は0.1ha以上

(2) 協定(1)の内容

協定期間20年、針広混交林造成の同意、40パーセント以上の間伐の実施、協定期間内の皆伐の禁止、協定の継承など

(3) 事業主体

市町、森林組合が事業主体

公社が契約解除する森林にあつては、公社は森林所有者(土地所有者)と県・市町・森林組合との連絡調整役として参画

(4) 滋賀県の支援(補助金)

滋賀県が行う支援措置としての補助金には、定額(別に定められる経費の10/10補助) AタイプとBタイプがあり、Bタイプは国庫補助金充当